

生食監発0303第1号

平成29年3月3日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

BSE発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて

標記については、平成16年2月27日付け食安監発第0227003号（最終改正：平成25年2月1日付け食安監発0201第2号。以下「通知」という。）、平成25年2月1日付け食安基発第0201第10号・食安監発0201第10号により取り扱っているところですが、食品安全委員会における「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」を踏まえ、今般、下記のとおり通知を改正するので、御了知の上、その運用に遺憾のないようお願いします。

記

本文中の「BSE発生国又は発生地域（以下「BSE発生国等」という。）」を「BSE発生国又は発生地域（食品健康影響評価の結果に基づき安全性が確保されると認められ、かつ、輸入条件を定めた国又は地域を除く。以下「BSE発生国等」という。）」に改める。

食安監発第 0227003 号

平成 16 年 2 月 27 日

(最終改正：平成 29 年 3 月 3 日付け生食監発 0303 第 1 号)

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

B S E 発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて

B S E 発生国等から輸入される牛肉等については、平成 13 年 2 月 15 日付け食監発第 18 号及び平成 15 年 12 月 26 日付け食安監発第 1226001 号により取り扱っているところです。

今般、国内における B S E 対策として、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）を改正し、めん羊・山羊の脳、脊髄等の特定部位について、とさつ・解体時に除去・焼却することが義務化され、本日から施行することとされました。

つきましては、B S E 発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等についても、国内規制の強化にあわせて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その運用に遺憾のないようお願いします。

記

- 1 B S E 発生国又は発生地域 （食品健康影響評価の結果に基づき安全性が確保されると認められ、かつ、輸入条件を定めた国又は地域を除く。以下「B S E 発生国等」という。）において、とさつ、解体、分割又は細切されためん羊・山羊の肉及び臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第 9 条第 2 項に違反するものとする（第三国でとさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。
- 2 上記 1 に掲げるめん羊・山羊の肉、臓器及びめん羊・山羊由来原材料を含む食品又は添加物であって、証明書の添付が必要とされないものについては、輸入しないよう指導すること。

3 上記のほか、BSE発生国等を経由して輸入されるめん羊・山羊の肉、臓器及びめん羊・山羊由来原材料を含む食品又は添加物であって証明書の添付が必要とされないものにあっても、その確認手続が整備されるまでの間、それぞれ1及び2と同様に取り扱うこと（とさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。

ただし、BSE発生国等からのケーシング及びこれを含む製品については、輸出国政府発行の衛生証明書等において次の事項が確認できるものについては、当分の間、輸入を認めて差し支えない。

- (1) ケーシングがめん羊又は山羊由来である場合は、BSE発生国等以外の国原産のものであること。
- (2) BSE発生国等以外の国を原産とするケーシングのみを取り扱う施設のみにおいて取り扱われたものであること。